

質問回答書

令和6年11月6日

福島県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏哉

公 告 日	令和6年10月22日
件 名	脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便2号・セメント原料化）
質 問 事 項	
<p>入札保証金納付免除申請書（様式11） 受付票では全構成員の提出と読み取れます。 弊社は処分と収集運搬とグループを構成しての参加となりますが、上記の内容を読み取ると全構成員なので処分と収集運搬それぞれが免除申請しなければならないと読み取れますがいかがでしょうか？ 入札は処分と収集運搬の合計額ですので、入札保証金納付免除申請はグループ代表者の提出のみで宜しいでしょうか？（合計額の100分の3以上の額）</p>	
回 答 事 項	
<p>グループとして入札保証金納付免除申請書（様式11）を提出する際は、グループ構成員全員の業務実績証明書又は契約書の写しを提出してください。 また、入札保証金納付免除申請書（様式11）の提出方法は以下のいずれかの方法で提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 グループ構成員（処分業者、収集運搬業者）が様式11を作成し、代表者が一般競争入札参加資格確認申請書等と合わせて提出する。2 グループ委任状の委任事項に「入札保証金納付免除申請に関する事」を追記し、グループの代表者がグループ構成員の実績等をまとめて提出する。 <p>なお、当事務所からの受注実績については、契約書の写しの添付は不要ですが、様式3（受注実績調書）の記載内容と確認しますので漏れずに記載してください。</p>	